

議第5号

東濃看護専門学校の廃止認可について

東濃西部広域行政事務組合管理者から申請のありました標記の件について、学校教育法第130条に基づき、申請のとおり認可するものとする。

令和6年12月25日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

東濃西部広域行政事務組合議会において東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の廃止が可決され、管理者より同校の廃止認可申請書が提出されたことによる。

<根拠法令>

学校教育法

第130条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

学校教育法施行規則

第15条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校の学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第188条 第15条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

東広総企第 38 号
令和 6 年 11 月 5 日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄 様

設置者名 東濃西部広域行政事務組合
代表者名 管理者 多治見市長 高木 貴行



東濃看護専門学校の廃止認可申請書

東濃看護専門学校を廃止したいので、学校教育法第 130 条第 1 項の規定により認可して
くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

[添付書類]

- 1 廃止の事由
- 2 廃止の時期
- 3 生徒の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 学校に備えなければならない表簿等の処理方法
- 6 施設、設備の処置方法
- 7 閉校までの経過
- 8 その他（廃止に関する議会議決証明）

〔添付書類〕

1 廃止の事由

東濃看護専門学校は圏域内の看護水準向上のため、准看護師が看護師を目指して進学する看護専門学校として平成6年度に開設し、これまでに約870名の卒業生を輩出してきた。

しかし、少子・高齢化の進展や看護師志望者の4年制大学への志向増加などにより入学者数が減少したため、令和6年度をもって閉鎖の方向性をまとめ、多治見市医師会及び土岐医師会と協議をしてきた。両医師会からは存続を求める嘆願書が提出されたが、本校閉鎖による両医師会立准看護学校学生の進学及び圏域内就業に関する支援策を提案し、協議を続けたところ、両医師会から概ね理解を得、東濃看護専門学校を令和7年3月31日をもって閉鎖することとなった。

(別紙「東濃看護専門学校の閉鎖の方針について(令和2年7月30日記者発表資料)」のとおり)

2 廃止の時期

令和7年3月31日

3 生徒の処置方法

現在、3年生のみ在籍しており、令和6年度末で全学生が卒業予定。

4 教職員の処置方法

教職員の就職希望に応じて、JA岐阜厚生連と協議を進め就職の仲介を実施。令和6年度末で全職員が退職。

5 学校に備えなければならない表簿等の処理方法

(1) 保管場所 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
東濃西部広域行政事務組合 総務企画課

(2) 保管するもの ①学籍簿 ②卒業証明書台帳 ③証明書発行台帳

6 施設、設備の処置方法

閉校後、建物の所有権を東濃西部広域行政事務組合から土岐市へ移管。土岐市にて日本語学校を誘致し、日本語学校に建物を貸し出す予定。なお、土地は土岐市の所有。

7 閉校までの経過

- ・令和元年6月 多治見市医師会及び土岐医師会との協議開始
- ・令和2年7月30日 閉鎖の方針発表
- ・令和3年7月30日 令和3年第2回広域議会にて、議案「東濃看護専門学校の設置及

び管理に関する条例を廃止するについて」可決

附則に、令和7年4月1日から施行する旨記載

- ・令和6年11月5日 東濃西部広域行政事務組合から県教育委員会に対し「東濃看護専門学校の廃止認可申請書」を提出

<予定>

- ・令和6年12月 東濃看護専門学校の看護師養成所としての指定取り消し（見込み）
- ・令和7年3月31日 東濃看護専門学校の廃止

8 その他

- ・廃止に関する議会議決証明（別添）